

平成 25 年 3 月 28 日
内閣府公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
生鮮食料品価格・販売動向調査業務の評価（案）について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

I 事業の概要等

1 実施の経緯及び事業の概要

農林水産省の所管する生鮮食料品価格・販売動向調査については、公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札（以下「民間競争入札」という。）を実施することを決定した。

これを受けて農林水産省は官民競争入札等監理委員会の議を経て定めた「生鮮食料品価格・販売動向調査における民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき民間競争入札を実施し、受託事業者を決定した。その概要は以下のとおりである。

| 事 項 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 業務内容 | 生鮮食料品価格・販売動向調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第 1 報統計表及び報告書統計表の作成並びに調査客体への謝礼支給に係る業務 |
| 契約期間 | 平成 22 年 11 月から平成 26 年 2 月までの 3 年 4 か月間 |
| 受託事業者 | 株式会社 日本インヴェスティゲーション |
| 契約金額 | 13,965,000 円（税込） |
| 業務に当たり確保されるべき質※ | 一連の業務（督促業務等）を通じ、各月の基準日（第 1 報統計表の提出期日）における調査票の回収率が平成 18 年調査の実績値を基に定めた月別目標率（70%）、年間平均回収率が平成 17 年～19 年調査の実績値の 3 か年平均である年間目標率（76%）を上回らなければならない。 なお、月別目標率を下回った月があった場合、又は、年間目標率が下回った場合は、各年ごとの事業報告書において、実績回収率が目標回収率を下回った要因について分析し報告する。 |

※ なお、本業務を実施するに当たって調査結果の質を確保するため、以下の対応を行うこととされている。

- ・本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。
- ・照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、民間事業者が作成した問合せ・苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

- ・調査票、第1報統計表及び報告書統計表については報告期日までに報告するとともに、農林水産省が示す審査事項一覧表の審査項目全てについて確実に審査を行うこと。

2 受託事業者決定の経緯

入札参加者は4者であり、いずれも入札参加資格を満たしていた。平成22年10月25日に開札したところ、入札金額は1者が予定価格を上回り、予定価格の範囲内の3者のうち総合評価点の高い1者が落札者となった。

II 評価

1 評価方法について

農林水産省から提出された平成23年調査（23年1月～23年12月）及び24年調査（24年1月～24年9月）の実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から、事業の評価を行うものとする。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

(1) 対象公共サービスの質

ア 回収率

(ア) 実施結果

本事業において確保されるべき質として設定された調査票の「目標回収率」の実施結果は以下のとおりである。目標回収率は月別回収率70%、年平均回収率76%を設定している。

| | 年平均 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 23年(%) | 78.4 | 82.3 | 83.1 | 80.0 | 76.9 | 76.9 | 76.9 | 77.7 | 76.9 | 77.7 | 77.7 | 76.9 | 77.7 |
| 24年(%) | 83.5 | 84.6 | 84.6 | 85.4 | 83.1 | 83.1 | 83.1 | 83.1 | 83.1 | 81.5 | | | |

調査票の回収については、郵送、FAX又は電子メールから調査客体の希望する方法により行った。督促については、督促リストの作成や督促スケジュールの管理を行い、督促漏れのないようにした。また、報告期日までに調査票の回収がスムーズに行われるよう四半期ごとの調査票提出日の2週間前に調査票提出期日の事前通知を行った。

(イ) 評価

実施結果は、確保されるべき質として設定された月別目標回収率70%及び年平均目標回収率76%を上回っており評価できる。また、督促の管理、報告期日までに調査票の回収がスムーズに行われるよう調査客体に提出期日を事前に通知するなど創意工夫が行われたことも評価できる。

イ 調査客体からの問合せ対応、調査票の審査、疑義照会対応

(ア) 実施状況

受託事業者は、調査客体からの問合せ・苦情等に対し、専用回線を設置し対応を行うとともに問合せ等をデータベース化し、迅速に対応を行った。

回収された調査票について審査事項一覧表を基に作成した審査用プログラムを用いて審査を行い、疑義のある場合は疑義照会を行った。また、データ入力をする際、二人一組に

よるダブルチェックで誤入力を防止した。

(イ) 評価

受託事業者は、問合せ等の対応において、その内容、調査客体ごとの特徴等をデータベース化したこと及び調査票の審査については審査用プログラムを作成したことにより効率的に業務を行うための創意工夫を行ったことは評価できる。

(2) 実施経費

本事業は、平成 23 年～25 年調査に係る 3 年間の事業として民間競争入札を実施し、入札者が提出した企画書及び入札金額について、総合評価（加算方式）を行い、落札者を決定した。

契約金額は 1,397 万円（税込）であり、民間競争入札の導入前の従来の実施経費（平成 20 年度の実績値の 3 か年分）との比較は以下のとおり。

契約金額 1,397 万円は、従来の実施に要した経費の約 70%に相当し、農林水産省側は、3 年間で約 598 万円、1 年間で約 199 万円の経費が削減されている。

従来経費：19,941 千円（平成 20 年度の実績値の 3 か年分）

契約額：13,965 千円（平成 23 年～25 年調査）

削減額：5,976 千円（1,992 千円（1 調査年分））

なお、平成 21 年調査から実施した民間競争入札としての 1 期目の契約金額と比較した場合は、1 調査年当たり 639 千円の経費が増加している。

これは、1 期目において低価格入札で落札者が決定されたことによるものである。

3 評価のまとめ

確保されるべき質として設定した毎月の調査票の回収率（70%）及び年間平均回収率（76%）を達成できたことは評価できる。

実施経費については、従来の実施に要した経費に比べ 1 調査年当たり約 199 万円（30%）削減されていることも評価できる。また、民間事業者においても調査票回収、審査及び疑義照会等についても創意工夫が発揮されている。

4 今後の事業

本事業は良好な実施状況であると評価できる。このため、次期事業においては、「新プロセス運用に関する指針」（平成 24 年 4 月 3 日官民競争入札等監理委員会）に基づく新プロセスへ移行した上で、事業を実施することが適当であると考えられる。

以上

別 添

平成25年3月7日
農 林 水 産 省
大臣官房統計部

民間競争入札実施事業
生鮮食料品価格・販売動向調査の実施状況について
(平成23年調査及び平成24年1月調査から9月調査までの分)

I 事業の概要

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行い、次の内容により平成23年調査から平成25年調査までの事業を実施している。

1 事業内容

生鮮食料品価格・販売動向調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成並びに調査客体への謝礼支給に係る業務

2 契約期間

平成22年11月1日から平成26年2月28日までの3年4箇月間

3 受託者

株式会社 日本インヴェステイション

II 確保されるべき質の達成状況及び評価

平成23年（1月から12月までの分）及び平成24年（1月から9月までの分）（以下「評価期間」という。）の本調査における確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

1 調査票の回収・督促

各月の130調査客体からの調査票の回収率は、調査票の提出期日を事前通知するなどの創意工夫を行い、電話又は電子メールにより督促を行った結果、評価期間の全ての月において確保されるべき質とした月別目標率（70%）を上回り、また、評価期間を通した平均回収率も80.6%（平成23年：78.4%、平成24年：83.5%）となり、確保されるべき質とした年間目標率（76%）を上回った。

また、評価期間を通した督促件数は661件（平成23年：379件、平成24年：282件）であった。

表1 月別回収率

| | 年平均 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 平成23年 (%) | 78.4 | 82.3 | 83.1 | 80.0 | 76.9 | 76.9 | 76.9 | 77.7 | 76.9 | 77.7 | 77.7 | 76.9 | 77.7 |
| 平成24年 (%) | 83.5 | 84.6 | 84.6 | 85.4 | 83.1 | 83.1 | 83.1 | 83.1 | 83.1 | 81.5 | - | - | - |

注：平成24年の年平均は1月から9月までの平均である。

表2 督促件数

| | 年間計 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 平成23年(件) | 379 | 37 | 36 | 40 | 30 | 30 | 30 | 29 | 30 | 29 | 29 | 30 | 29 |
| 平成24年(件) | 282 | 36 | 34 | 34 | 31 | 31 | 31 | 28 | 28 | 29 | - | - | - |

注：平成24年の年間計は1月から9月までの合計である。以下、平成24年の年間計について同じ。

2 調査客体からの問合せ対応、調査票の審査及び疑義照会対応

(1) 調査客体からの問合せ対応

民間事業者は、生鮮食料品価格・販売動向調査事務局の専用回線を設置し、調査客体からの問合せに対応した。調査客体からの問合せ・苦情等への対応については、本業務に精通した責任者が中心となり対応し、可能な限り即時解決を図るとともに、調査客体からの問合せ等をデータベース化して、以降の照会対応の参考とした。

なお、評価期間の問合せ件数は60件（平成23年：54件、平成24年：6件）、うち、評価期間の苦情件数は0件であった。

表3 調査客体から民間事業者への問合せ等対応件数

| | 年間計 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 平成23年(件) | 54 | 1 | 9 | 17 | 4 | 1 | 7 | 3 | 3 | 6 | 0 | 3 | 0 |
| うち苦情(件) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成24年(件) | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 3 | - | - | - |
| うち苦情(件) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | - |

○ 問合せの主な内容

調査内容（調査票の記入の仕方、調査対象日の確認等）、調査関係用品の再送付依頼、調査辞退、閉店の連絡等

(2) 調査票の審査及び疑義照会対応

民間事業者は、回収された調査票を農林水産省が提示した審査事項一覧表に基づき、審査用プログラムによるデータの妥当性等の審査を行い、審査の結果、疑義が生じた項目については、調査票データと審査用プログラムの入力値を再確認した上で、必要に応じて調査客体へ電話、電子メール等で疑義照会を的確に行った。また、過去に同様の疑義照会を行い修正の必要がない事例や、疑義照会により把握した調査客体ごとの特徴等をデータベース化することにより、以降の疑義照会の参考とした。

なお、疑義照会件数は676件（平成23年：369件、平成24年：307件）であった。

表4 月別疑義照会件数

| | 年間計 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 平成23年(件) | 369 | 34 | 20 | 12 | 57 | 7 | 8 | 35 | 24 | 30 | 68 | 37 | 37 |
| 平成24年(件) | 307 | 38 | 34 | 14 | 88 | 59 | 42 | 22 | 7 | 3 | - | - | - |

○ 疑義照会の主な内容

品目別販売価格の前月及び前年同月と比べた価格騰落率、並列販売（国産標準品と有機栽培品、特別栽培品又は輸入品のいずれかを同時に販売する）品目における販売区分別にみた価格比、店舗間の価格比等

3 評価

評価期間に確保されるべき質として定めた年間目標率（76%）及び月別目標率（70%）については、いずれも上回っており評価できる。

調査票の審査及び疑義照会については、審査事項一覧表に基づく審査用プログラムにより確実に審査を行ったことに加え、過去の疑義照会の内容等をデータベース化するなど、効率的な審査及び疑義照会に努めたことは評価できる。

Ⅲ 実施経費の状況

市場化テスト開始前の国における従来の実施経費（平成20年度実施経費の3箇年分）と契約金額との比較結果は、次のとおりである。

平成23年調査から平成25年調査までの3調査年分の契約金額13,965,000円は、従来の実施経費の約70%に相当し、農林水産省側としては、5,976,000円の経費が削減されている。

実施経費：19,941,000円（平成20年度実施経費の3箇年分）

6,647,000円（1調査年分）

契約金額：13,965,000円（平成23年調査から平成25年調査までの3調査年分）

4,655,000円（1調査年分）

（平成20年度実施経費の約70%）

削減額：5,976,000円

1,992,000円（1調査年分）

なお、平成21年調査から実施した市場化テストとしての第1期事業の契約金額と比較した場合には、農林水産省側としては、1調査年当たり638,825円の経費が増加している。

これは、第1期においては低入札価格であったことに加え、調査精度維持のため、民間事業者に代わって農林水産省が調査票の実質的な審査を行ったのに対して、第2期では、第1期と同一の民間事業者が落札した結果、第1期において不十分であった調査票の審査業務等に要する人件費の経費が増加しているためである。

※1 契約金額には、国が実費を負担する謝金及び郵送料は含まれていないため、平成20年度実施経費から謝金及び郵送料（平成20年調査の調査客体数を乗じて計算した金額）を除いている。

2 第1期事業（平成21年調査及び平成22年調査）における契約金額は13,466,250円であるが、謝金及び郵便料を含んでおり、謝金及び郵便料を除いた1調査年分は4,016,175円である。

Ⅳ 事業の実施状況

1 実施体制

実施体制については、次のとおりである。

表5 事業の実施体制

| | 平成23年 | 平成24年 |
|-------------------------|----------|----------|
| 客体選定、確認・協力依頼 | 18人日 | 22人日 |
| 調査関係用品の印刷・配布（封入） | 13人日 | 10人日 |
| 調査客体からの照会対応 | 常時、2名を配置 | 常時、2名を配置 |
| 調査対象日、提出期限の確認、調査票の回収・督促 | 48人日 | 36人日 |
| 調査票の審査、調査客体への疑義照会 | 168人日 | 150人日 |
| 集計、第1報結果表作成・審査 | 78人日 | 65人日 |
| 報告書統計表作成 | 10人日 | — |
| 調査客体への謝礼支給 | 3人日 | — |

2 実査準備

(1) 調査関係用品の印刷

印刷原稿について、平成23年調査分は平成22年11月13日に農林水産省の確認後、11月17日に印刷を行い、印刷終了後の11月22日に農林水産省へ全調査関係用品5セットを納品した。

また、平成24年調査分は平成23年11月17日に農林水産省の確認後、11月19日に印刷を行い、印刷終了後の11月22日に農林水産省へ全調査関係用品5セットを納品した。

なお、1年当たりの印刷部数は、次のとおりである。

表6 関係用品印刷部数（1年当たり）

| 関係用品印刷物 | 農林水産省が基数として提示した印刷部数 | 実印刷部数 |
|---------------------|---|-------|
| 調査ご協力をお願い | $130(\text{調査店舗数}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 142$ | 150 |
| 生鮮食料品価格・販売動向調査票 | $130(\text{調査店舗数}) \times 12(\text{12箇月分}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 1,643$ | 2,000 |
| 生鮮食料品価格・販売動向調査記入の仕方 | $130(\text{調査店舗数}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 142$ | 150 |
| 送付用封筒 | $130(\text{調査店舗数}) \times 1(\text{年1回}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 142$ | 200 |
| 返信用封筒 | $130(\text{調査店舗数}) \times 4(\text{四半期に1回}) \times 1.05(\text{予備}) + 5(\text{農林水産省提出分}) = 551$ | 600 |

(2) 調査客体への翌年の調査の連絡・協力確認等

毎年12月1日現在の調査客体に対して、回収状況等を踏まえ、継続して翌年の調査を依頼できると判断した調査客体には電話により調査の継続意向を確認し、選定替えの必要があると判断した調査客体及び意向確認の結果、協力を得ることができなかった調査客体は代替選定を行った。

また、調査客体への確認の際にはオンライン調査への変更を案内するとともに、調査用品の送付先、謝金振込用の口座に変更がないか確認した。

なお、平成23年調査及び平成24年調査時の連絡・協力確認等の状況は次のとおりである。

- ・ 平成23年調査（平成22年12月13日から17日まで、平成23年7月7日）
- ・ 平成24年調査（平成23年12月5日から14日まで）

平成22年12月1日現在及び平成23年12月1日現在の調査客体について、回収状況等を踏まえた検討の結果、継続して調査を依頼できると判断した調査客体に電話により調査の継続意向を確認し、平成23年調査、平成24年調査共に106調査客

体から翌年の調査協力を得た。一方、選定替えの必要があると判断した調査客
体及び翌年の調査協力を得ることができなかった調査客体について、都市別母集団
名簿を基に、POSシステムの導入状況、並列販売の有無等の条件を確認の上、
平成23年調査、平成24年調査ともに24調査客体を代替選定した。

また、平成23年7月に、閉店等を理由に調査の継続が困難となった8調査客
体について、選定替えを行った。

3 実査

(1) 調査関係用品の配布

平成23年調査における調査関係用品の配布については、平成22年12月13日から17
日までに第1四半期分を全調査客体分、平成23年4月に第2から第4四半期まで
の分を全調査客体に、平成23年7月に代替抽出した8調査客体に郵送した。

また、平成24年調査における調査関係用品の配布については、平成23年12月26、
27日に第1から第4四半期までの分を全調査客体に郵送した。

(2) 調査客体からの照会対応

調査客体からの照会対応については、生鮮食料品価格・販売動向調査事務局の
専用回線を設置し、常時2名を配置して対応した。

創意工夫した点としては、

- ① 照会のあった内容をデータベース化して、以降の照会対応が効率的に行え
るようにしたこと。
- ② 毎月、調査対象週の月曜日に調査対象日の周知を図ったこと。

が挙げられる。

調査客体からの照会対応業務の実施状況は次のとおりである。

- ・平成22年12月1日から平成24年12月28日まで
- ・土日・祝日を除く午前9時から午後6時まで

(3) 調査票の回収・督促

調査票の回収については、郵送、FAX又は電子メールの中から調査客体が希望
する方法により行った（平成24年9月調査時 郵送：76調査客体、FAX：0調査
客体、電子メール：30調査客体）。督促については、電話又は電子メールにより行
った。

また、督促の体制は2名体制で実施した。

創意工夫した点としては、

- ① 提出期日までに回収がスムーズに行われるよう、四半期ごとの調査票提出日
の2週間前に調査票の提出期日を事前通知したこと。
- ② 回収、督促の状況を一覧表に整理し、督促リストの作成や督促スケジュール
の管理を行い、督促漏れのないよう行ったこと。

が挙げられる。

4 調査票の審査、調査客体への疑義照会

調査票の審査については、審査用プログラムを用いて審査基準を超えたデータに

について、必要な場合は調査客体に電話により疑義照会を行った。

調査票の審査、調査客体への疑義照会の体制は2名体制で実施した。

疑義照会について創意工夫した点としては、

- ① 審査用プログラムの活用にあたって入力ミスが生じないように、2人一組によるダブルチェックにより誤入力の防止を図ったこと。
- ② 農林水産省が示す審査事項一覧表の審査項目について自動判読できるような審査用プログラムを作成したこと。
- ③ 過去に同様の照会があったものや調査客体ごとの特徴をデータベース化し、以降の照会を効率的に行ったこと。

が挙げられる。

5 集計及び第1報結果表の作成・審査

集計及び第1報結果表の作成については、自動集計プログラムを用いて、調査票データを集計表に自動的に加算・集計する方法で行った。

集計結果の審査については、セキュリティを確保するため、責任者の管理の下、2人一組で審査基準に基づいて行った。

6 調査客体への謝礼支給

調査客体への謝礼の支給については、翌年の調査の連絡・協力確認を電話により行う際、謝金の振込先口座の確認を行い、口座振込により行った。

調査客体への謝礼支給業務の実施状況は次のとおりである。

- ・平成24年1月30日から31日まで

表7 調査客体への謝礼支給の状況（平成23年）

| | 受領事業所数 | 辞退事業所数 |
|------------|--------|--------|
| 調査客体数（事業所） | 1,144 | 94 |

7 調査客体への対応状況

平成24年第3四半期における生鮮食料品価格・販売動向調査票を回収できた100調査客体に対して、民間事業者の対応状況について把握を行った。

(1) 実施状況

①事務局からの調査協力依頼状況、②問合せに対する事務局の対応状況、③事務局からの督促対応状況、④事務局からの照会・確認対応状況、⑤事務局全体の感想について、アンケートを実施した（平成24年11月22日発送、12月6日締切り）。

表8 アンケート回収状況

| 調査客体数 ① | 回収数 ② | 回収率 ③=②÷① |
|------------|-----------|--------------|
| 事業所 100 | 事業所 47 | % 47.0 |

(2) 集計結果（別紙参照）

① 調査協力依頼状況

調査協力依頼の際の事務局の態度について「どちらかといえば悪い」又は「悪い」と回答した調査客体は無く、協力依頼の説明については1調査客体から「わかりづらい」との回答があったものの、おおむね「わかりやすい」又は「どちらかといえばわかりやすい」との回答であった。

② 問合せの対応状況

説明が「どちらかといえばわかりづらい」又は「わかりづらい」との回答はなかった。

③ 督促対応状況

督促の仕方・態度について「どちらかといえば悪い」又は「悪い」との回答はなく、事務局の行った督促の仕方や態度について好意的な回答であった。

④ 照会・確認対応状況

照会・確認の態度について「どちらかといえば悪い」又は「悪い」との回答はなく、事務局の行った照会や確認について好意的な回答であった。

V 全体的な評価

本事業における民間委託事業の実施状況については、評価期間における調査票の回収率が確保されるべき質とした月別目標率（70%）及び年間目標率（76%）を上回り（評価期間平均回収率80.6%）、また、調査票の回収・督促、疑義照会等も滞りなく行われており、事業実績及び国が実施していた従来の実施経費に対する経費の削除状況は良好であった。

加えて、調査客体に対する応対に関するアンケート結果においてもおおむね良好な評価を得ていることから、全体的な評価として良好に実施されていると評価できる。

以上のことから、本事業は良好な実施状況であるため、次期においては、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行した上で事業を実施することとしたい。

(別紙)

生鮮食料品価格・販売動向調査の実施民間事業者の業務に関するアンケート結果

1 事務局からの調査協力依頼

問1 事務局からの調査協力依頼はどのように行われましたか。

| 計 | 訪問 | 電話 | 郵送 | 無回答 |
|----|----|----|----|-----|
| 56 | 8 | 34 | 13 | 1 |

※複数回答のため計は回答者数と一致しない。

問2 調査協力依頼の際の事務局の態度は、いかがでしたか。

| 計 | 良い | どちらかといえ ば良い | どちらかといえ ば悪い | 悪い |
|---------|--------|----------------|----------------|-------|
| 39 | 28 | 11 | 0 | 0 |
| 100.0 % | 71.8 % | 28.2 % | 0.0 % | 0.0 % |

問3 調査協力依頼の内容に関する事務局の説明は、いかがでしたか。

| 計 | わかりやすい | どちらかといえ ばわかりやすい | どちらかといえ ばわかりづらい | わかりづらい |
|---------|--------|--------------------|--------------------|--------|
| 38 | 23 | 14 | 0 | 1 |
| 100.0 % | 60.5 % | 36.8 % | 0.0 % | 2.6 % |

2 問合せに対する事務局の対応

問1 事務局へ問合せを行いましたか。

| 計 | 問合せをした | 問合せをしなかった | 無回答 |
|---------|--------|-----------|-------|
| 47 | 10 | 36 | 1 |
| 100.0 % | 21.3 % | 76.6 % | 2.1 % |

問2 事務局にはどのようなことで問合せを行いましたか。

| 計 | 調査の内容 | その他 | 無回答 |
|---------|--------|--------|--------|
| 10 | 6 | 3 | 1 |
| 100.0 % | 60.0 % | 30.0 % | 10.0 % |

問3 問合せに対する事務局の対応は、いかがでしたか。

| 計 | 良い | どちらかといえ ば良い | どちらかといえ ば悪い | 悪い | 無回答 |
|---------|--------|----------------|----------------|-------|--------|
| 10 | 7 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| 100.0 % | 70.0 % | 20.0 % | 0.0 % | 0.0 % | 10.0 % |

問4 問合せに対する事務局の説明は、いかがでしたか。

| 計 | わかりやすい | どちらかといえばわかりやすい | どちらかといえばわかりづらい | わかりづらい |
|---------|--------|----------------|----------------|--------|
| 10 | 7 | 3 | 0 | 0 |
| 100.0 % | 70.0 % | 30.0 % | 0.0 % | 0.0 % |

3 事務局からの調査票提出の督促や、回答内容についての照会・確認

問1 事務局から調査票提出の督促や、回収した内容について照会・確認がありましたか。

| 計 | 督促があった | 照会・確認があった | 督促及び照会・確認があった | どちらもなかった |
|---------|--------|-----------|---------------|----------|
| 47 | 8 | 7 | 12 | 20 |
| 100.0 % | 17.0 % | 14.9 % | 25.5 % | 42.6 % |

問2 事務局の督促の仕方・態度は、いかがでしたか。

| 計 | 良い | どちらかといえば良い | どちらかといえば悪い | 悪い |
|---------|--------|------------|------------|-------|
| 20 | 12 | 8 | 0 | 0 |
| 100.0 % | 60.0 % | 40.0 % | 0.0 % | 0.0 % |

問3 回答した内容についての照会・確認を行ってきた際の事務局の態度は、いかがでしたか。

| 計 | 良い | どちらかといえば良い | どちらかといえば悪い | 悪い |
|---------|--------|------------|------------|-------|
| 19 | 13 | 6 | 0 | 0 |
| 100.0 % | 68.4 % | 31.6 % | 0.0 % | 0.0 % |